

長浜市農業委員会告示第5号

土地改良法第3条の規定に基づき、下記のとおり土地改良事業参加資格の交替を承認する。

令和7年5月12日

長浜市農業委員会 会長 將亦 富士夫

記

1 土地改良事業の事業主体

長浜南部土地改良区

2 事業の名称

土地改良（維持管理）事業

3 所有者（交替後の資格者）及び耕作者（交替前の資格者）

2件（別紙のとおり）

土地改良事業参加資格申出書一覧(長浜南部土地改良区)

	交替後資格者			交替前資格者		
指令 番号	所有者住所	所有者	所有者の 相続予定人	耕作者(住所)	耕作者	権利の 種類
1	長浜市小一条町156番地	岸本 康夫	岸本 康弘	長浜市布勢町1610番地	株式会社 茂森農園 代表 茂森浩	賃貸借
2	長浜市室町303番地	中尾 恭三	中尾 政子	長浜市公園町5番3号	株式会社 米と大地 代表 中島広哉	賃貸借